

苦境に立つ直接派

患者内部 に対立も

「あいたいで話をつける」とい

う直接交渉は、実らぬままに越年することになった。一般的には補償交渉のあり方としては、

加害者と被害者の直接交渉が最も基本的なのだが、三十四年十

二月の鬼舞い金契約以来、第三者機関に補償をゆだねているチ

ツソは「認定内容が公表されない以上、補償の手がかりがない」

ことを理由に、中央公害審査委員会の調停に固執している。

川本さんらがあえて、一律三千万円支払え、という、いささ

か非常識な額を要求して自主交

渉に踏み切った背後には、これ

までの第三者による補償が、患者の泣き寝入りによる解決であ

ったことに対する強い不満がある。「水銀をたれ流しにしたと

いうチツソの「企業私害」が、一般的な公害のワケで語られて

はならない」というのが、川本さんらの主張である。したがっ

て今回の自主交渉は、解決を期待するというよりは、むしろ、

当たって砕ける式だった。事実、川本さんは本社すわり込み

の最中にも「賠償は金くない」ことを認めていた。

この直接交渉という新しい補

償交渉は、株主総会における「対決」から一歩前進した「お

ん念の噴出」だっただけに、支援団体の水俣病告発する会は、

自主交渉支援に全力をあげた。しかし、すでに新認定患者四

十七人中、三千人が中公審査調停へと態度をかえ、直接交渉派は

苦境に立っている。この「分

裂」は直接的には年末に二十万円の内払いをするというチツソ

の切り札の「威力」によるが、もうひとつは、患者内部で一種の「切りずし」があっている

ためともいう。とくに東京と水

俣では、自主交渉に対する評価にかなりの開きがある。十八

日東京した訴訟派の渡辺英蔵代表の目的は、川本さんらの帰船

説得だったといわれるほど、川本さんらに対するけん制は患者

内部にある。その背景として

は、直接交渉支援が強くなれば、訴訟支援がそれだけ弱くな

りはしないかという不安に加え、従来の認定患者と新認定患

者は違うという患者自身による差別感だといわれる。

「中公審査調停派に対する援護

射撃になつてゐるではないか」という自負があり、次第に旧補

償処理派と訴訟派の対立のよう

な様相が、直接交渉派と中公

審査調停派の間に生まれている。

さらに、これらに訴訟派もから

んで、内部対立の危険は強まっている。これには支援団体間の

思惑もからんでおり、来年の中公審査をめくつては、四十四年五月の補償処理案と同様に、同じ患者同士で早期解決を望む者と阻止する者とに分かれる可能性もでてきた。このため「被害者の「内部対立」は常に加害者に有利な材料にしかつていない。支援団体も含めた患者、家族の団結を」という声が出てき